

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 軽自動車税の標準税率の引上げの削除
軽四輪車、小型特殊自動車、原付、二輪車等の標準税率を引き上げることとする改正規定を削ること。
(地方税法第 444 条関係)

- 二 その他
所要の規定の整備を行うこと。